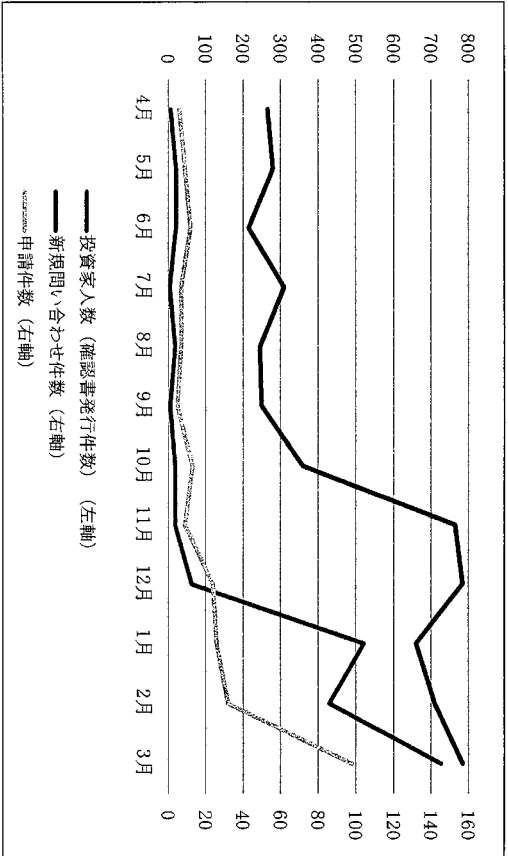


グラフ B1-4-1 平成 30 年度のエンジェル税制実績の月次推移

(単位：件数)



(産業労働局作成資料より監査人が作成)

グラフ B1-4-1 は、平成 30 年度のエンジェル税制の問い合わせ件数、申請件数及び投資家人数の月次推移である。グラフ B1-4-1 によれば、確認書発行件数などで、月により偏りがみられる。人員の効率的な配置について、月に応じた担当人員の柔軟な配置は可能かどうか、産業労働局に質問したところ、定数としての配置は難しく、状況に応じて応援を入れており、繁忙期には 5 名程度の対応となることであった。

エンジェル税制対象企業確認業務は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律や租税特別措置法などの各種法令やマニュアルの理解など、高い専門性が求められる。また、審査能力等のノウハウの蓄積が必要となる。したがって、専任の職員や部局の設置がなされた、継続性のある十分な実施体制が必要であると考えられる。

エンジェル税制の問い合わせ件数、申請件数及び投資家人数の増加により、エンジェル税制の申請から処理までの日数について遅延が生じていないか、産業労働局に質問したところ、正式な申請書を受理した日から通知を行う日までの標準処理期間は 20 日であるとのことであった。また、申請から通知までのスケジュールについて質問したところ、以下の回答を得た。

【産業労働局の回答】

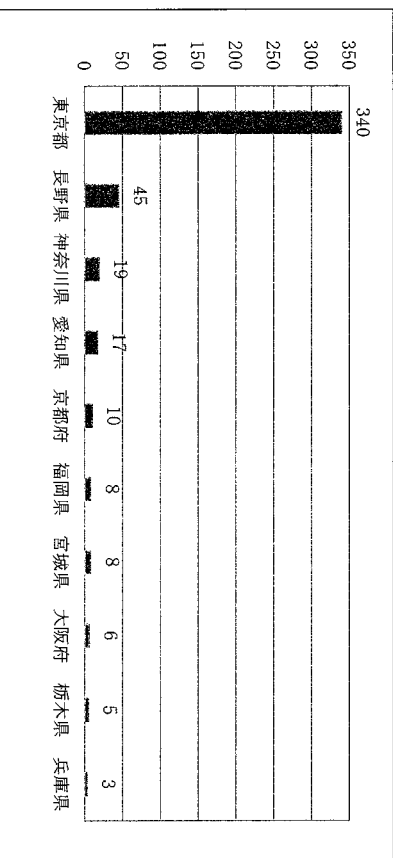
- 申請から通知までのスケジュール
- ・正式申請書の受理
- ↓ 内容確認 (平均 7 日程度)
- ・起案の作成
- ↓ 回付 (平均 11 日程度)
- ・決裁
- ↓ (平均 2 日程度)
- ・施行
- 申請企業に簡易書留で発送

正式な申請書を受理してから内容確認をするのに 7 日程度で実施できており、適時な確認が行われていると言える。一方で、正式な申請書を受理するまでの事前の書類確認が、業務の多くを占めるということであった。

そこで、事前確認業務の効率化の観点から、事前確認業務の電子化の可能性について、都に質問したところ、事前確認業務の電子化については、国が制度改正を検討しており、それに合わせて検討を予定していることであった。エンジェル税制の対象企業確認業務は、中小企業庁から伝達されるマニュアルに則って実施するものであり、都独自で効率化できる要素は限られている。また、グラフ B1-4-2 は、平成 24 年度から平成 28 年度までの都道府県別のエンジェル税制を利用した延べ企業数である。

グラフ B1-4-2 都道府県別のエンジェル税制を利用した延べ企業数

(単位：社数)



(経済産業省「ベンチャー支援に関する取組について」より監査人が作成)

(注1) 平成24年度から28年度までのエンジェル税制を利用した延べ企業数である。
 (注2) エンジェル税制を利用した延べ企業数が3件以上の都道府県のみを掲載している。

グラフB1-4-2のとおり、エンジェル税制を利用した企業数は、東京都が大部分を占めている。したがって、エンジェル税制の対象企業確認業務に関する運用上の課題や要件の簡略化の可否について、都が率先して国と共有を図る必要がある。

この点、都は、意見交換の実施や国要望の機会をとらえて、国へ要件の簡略化や課題等について積極的に要望を行い、日常的なやり取りや情報の共有化にも努めている。また、エンジェル税制確認業務について、電子化の余地があるか確認したところ、事前確認業務の電子化については、国で制度の改正を検討しており、それに合わせて検討を予定していることであった。国とのコミュニケーションの中で、例えば、電子化の方法など、効率化についての具体的な方法を提案することが望ましい。

(意見1-11) エンジェル税制の対象企業確認業務の業務効率化に向けた取組について

エンジェル税制の対象企業確認業務は、国から都道府県に移管された業務である。本業務は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律、租税特別措置法などの各種法令やマニュアルの理解など、高い専門性が求められ、また、審査能力等のノウハウの蓄積が必要となることから、専任の職員や部局の設置がなされた、継続性のある十分な実施体制が必要であると考えられる。

エンジェル税制の対象企業確認業務については、事前相談業務も含めれば、対応件数の増加により、業務量が増加している。一方で、当該業務を担当する人員配置について定数を見ると、十分な定数の増加と増配置が行われているとは言い難い。産業労働局では、一定の定数の中、作業ピークに応援を入れることにより対応しており、経験の浅い職員も対応するため、実効性のある事前相談・確認業務が担保されないおそれがある。

エンジェル税制の対象企業確認業務は、事前の書類確認に多くの時間を要する。事前確認業務の電子化等を実施する場合には、国の制度改正が必要であり、また、エンジェル税制の対象企業確認業務は、中小企業庁から伝達されるマニュアルに則って実施するものであることから、都独自で効率化できる要素は限られている。一方、都道府県別のエンジェル税制利用件数は、東京都が大部分を占めており、エンジェル税制の対象企業確認業務の国の制度の影響は、都が最も受けることになる。

この点、都は、意見交換の実施や国要望の機会をとらえて、国へ要件の簡略化や課題等について積極的に要望を行い、日常的なやり取りや情報の共有化にも努めている。また、事前確認業務の電子化による効率化について、国が制度の改正を検討しており、都は、国とのコミュニケーションの中で、具体的な方法を提案することが望ましいと考える。

したがって、都は、エンジェル税制の対象企業確認業務の実効性のある執行と事務効率化に向けた取組として、繁忙期でも実効性のある事前相談・確認業務ができる体制を確保するとともに、国とのコミュニケーションの中で、事前確認業務の効率化についての具体的な方法などを提案されたい。

(5) 経営支援課事業の創業支援への活用について

都内には、多様な中小企業が存在し、その中でも、城東・城南地区や多摩地域などには、優れた基盤技術や製品開発力がある中小企業が集積している。

産業労働局商工部では、意欲的に創業に取り組む人々に対する様々な支援を実施している。都内の基盤技術や製品開発力を有する中小企業の存在は、意欲的に創業に取り組む人々にとっても価値のあるものである。都内の中小企業と創業予定者や起業家との接点を構築できれば、創業予定者や起業家への技術及び設備面での支援効果も期待できると考えられる。

産業労働局商工部各課では、それぞれ中小企業支援の事業を実施している。商工部で実施している中小企業支援で獲得した関係や情報について、創業支援に活用することで、より政策効果が発揮できる事業もあると考えられる。中小企業支援のうち、下請企業の振興に関することや事業承継・再生支援事業については、経営支援課で実施している。

まず、下請企業対策の一つとして、中小企業振興公社が、都の補助事業として実施する取引情報提供事業がある。取引情報提供事業は、下請中小企業振興法に基づき事業として、受発注等の取引情報を提供するとともに、発注・受注企業の登録推進、発注企業の開拓、受注企業の特徴等の把握を実施している。受注企業の登録に当たっては、業種、主要製品、主要設備・加工技術・加工材質等の情報を収集している。受注企業については、24,374社と多くの中小企業が登録しており、中小企業振興公社では、データベースによりこれらの情報を管理している。中小企業に関する設備や技術に関する情報を活用して、事業計画を有しているものの設備や、技術が必要としている創業予定者や起業家を結びつけることで、創業の実現可能性を上げるような支援が可能となると考えられる。ただし、取引情報提供事業のデータベースの情報は、当該事業にのみ利用することを目的として収集しているものであり、当該情報を活用する場合には、個別に承諾を得る

などの対応が必要である。
また、中小企業振興公社は、都の補助事業として、事業承継・再生支援事業を実施している。事業承継・再生支援事業では、中小企業の事業承継や再生に係る経営課題の解決に精通したスタッフ及び巡回支援員を計24名配置し、新規933社を含む、延べ1,550社からの相談を受けている。平成30年度の新規受付企業に係る相談実績は表B1-4-8のとおりである。

表B1-4-8 事業承継・再生支援事業の平成30年度相談実績

(単位：件数)

| 区分 | 受付 | 相談終了 | 令和元年度以降継続 |
|----------|-----|------|-----------|
| 新規受付企業合計 | 933 | 885 | 48 |
| 承継 | 799 | 778 | 21 |
| 再生 | 128 | 101 | 27 |
| 廃業 | 6 | 6 | 0 |

(中小企業振興公社「平成30年度 事業報告書」より監査人が作成)

表B1-4-8のとおり、企業の存続を前提とした支援を行っており、承継や再生に関する相談が多い。事業承継を勧めないといった判断を行っているかについて、中小企業振興公社にヒアリングを行ったところ、以下の回答を得た。

【中小企業振興公社の回答】

都内中小企業への事業承継・再生に向けた支援では、企業側の意向と現状分析（資金繰り等の財務面、後継者有無、事業の見通し等）を踏まえた客観的なアドバイスを実施している。その際、生産性（収益性）の低い企業に対して、磨き上げによる生産性（収益性）改善に向けた提案を行う一方、経営者や後継者の意欲・覚悟次第では廃業（又は破産手続）も併せて案内することもある。

廃業をしたいという前提での相談者もいることから、廃業に関する案内や支援も行っている。廃業をするに当たっては、経営成績や財務状況の悪化により、事業の継続が困難になる場合のほか、経営成績や財務状況は廃業をするまで悪化していないものの、経営者の高齢化や健康の問題、後継者の見通しが立たないなどの理由により廃業する場合もある。中小企業が実施したアンケート調査では、中小企業者・小規模企業者が廃業を判断した理由として、表B1-4-9のよう
な回答となっている。

表B1-4-9 廃業を判断した理由

(単位：%)

| 理由 | 回答割合 |
|-------------------------------|------|
| 経営者の高齢化、健康（体力・気力）の問題 | 48.3 |
| 事業の先行きに対する不安 | 12.5 |
| 主要な販売先との取引終了（相手方の倒産、移転のケース含む） | 7.8 |
| 経営者の家族の問題（介護、高齢化、教育等） | 4.9 |
| 事業経営の更なる悪化の回避 | 4.4 |
| 後継者（事業承継）の見通しが立たない | 4.2 |
| その他 | 18.0 |

(中小企業庁「平成26年版中小企業白書」より監査人が作成)

事業承継が困難などの理由により廃業を検討する中小企業に対しては、創業予定者や起業家との結び付きを作ること、事業承継の支援をすることができ、創業予定者や起業家は、事業承継を行いたい中小企業の設備等を承継することができれば、設備面等での創業支援が可能となる。中小企業のニーズと創業予定者や起業家のニーズを合致させ、事業の相乗効果を図ることができると考えられる。

したがって、創業予定者や起業家に対して、ニーズがあれば、経営支援課で実施している事業承継支援や下請企業支援で実施している事業を活用した支援を行うことで、より効果的な創業支援を行う余地があると考ええる。

(意見1-1-2) 経営支援課事業の創業支援への活用について

商工部経営支援課では、事業承継支援や下請企業への支援を実施している。

事業承継支援では、事業承継の相談において、廃業についても相談を受けることがある。廃業に関しては、経営の継続が困難な場合と承継者がいないことにより事業の継続を諦める場合等が考えられるが、承継者がいれば経営を継続することが可能な場合等には、事業承継を行いたい中小企業と創業予定者や起業家のマッチングを行うことで、事業承継と設備面等での創業支援の相乗効果が図られると考えられる。

また、下請企業支援では、中小企業振興公社が、取引情報提供事業において、中小企業に関する情報を集めてデータベース化している。平成30年度末時点で、システムに登録している受注企業数は24,374社であり、当該システム上で、多くの中小企業の設備や技術に関する情報を把握している。当該データベースの情報は、下請企業支援の取引情報提供事業にのみ利用することを目的として収集していることから、当該事業以外の目的・用途で第三者に提供することはでき

ないが、個別に承諾を得るなど、適切な手順を踏んで、創業者など、第三者に提供することは可能であると考える。
したがって、産業労働局では、中小企業振興公社と連携して、創業者や起業家からのニーズがあれば、例えば、経営支援課で実施している事業承継支援や下請企業支援で実施している事業について、創業支援課と連携することで、創業支援に役立てることを検討されたい。

5. 地域工業の活性化施策について

(1) 白鬚共同利用工場の有効活用について

都は、昭和44年に、木造密集市街地が広がり防災性に課題のある江東地区において、住民が震災時に避難できる広場を有する大規模な防災拠点の整備を目的として「江東再開発基本構想」を策定した。この構想に基づき、白鬚東、白鬚西、亀戸・大島・小松川の3地区で、市街地再開発事業による防災拠点整備（以下「江東防災再開発事業」という。）が実施された。都は、白鬚東・白鬚西地区の中小工業者で、江東防災再開発事業の後、同地区内で営業の継続を希望しながら、権利変換施設・再開発住宅併設作業所等に入居できない者の営業再建を図るため、当該企業が入居した共同利用工場の管理を実施している。

権利変換施設とは、市街地再開発事業において、従前建物・土地所有者等が受け取る従前資産の評価に見合う再開発ビルの権利床である。白鬚東地区と白鬚西地区の工業の実態は、ほとんどが小規模企業であり、賃貸工場での事業経営者又は工場を所有している者でもその資産は少ないため、権利変換では営業再建上無理が生じる。したがって、都と地元工業者で協議した結果、当地区では、再開発住宅併設作業所と共同利用工場の2種類を設置することとなった経緯がある。

共同利用工場については、白鬚東地区、白鬚西地区に有しており、それぞれの施設の概要は表B1-5-1のとおりである。

表 B1-5-1 白鬚共同利用工場の施設概要

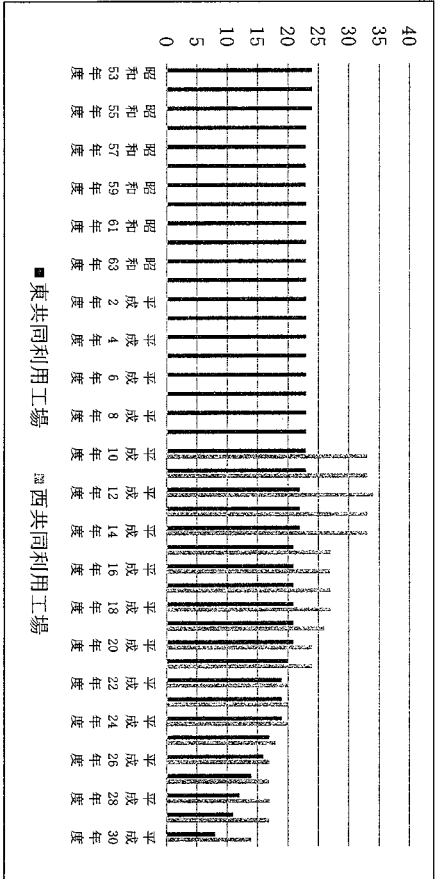
| 名称 | 作業室数 | 所在地 | 建築年 | 規模 |
|-----------|------|-------------|-------|-----------|
| 白鬚東共同利用工場 | 26 | 墨田区堤通2-1 | 昭和53年 | 地上1階、地下1階 |
| 白鬚西共同利用工場 | 41 | 荒川区南千住8-5-7 | 平成10年 | 地上3階 |

(産業労働局作成資料より監査人が作成)

江東防災再開発事業に伴い、白鬚東共同利用工場は昭和53年、白鬚西共同利用工場は平成10年に竣工した。白鬚東、白鬚西共同利用工場ともに、江東防災再開発事業推進のため、作業室を失うこととなる中小工業者等に貸し付けることを目的とした施設であり、新たな入居者はなく、入居者の高齢化による廃業等により、当初の目的による入居者は減少している。再開発事業実施後も同地区内で営業の継続を希望しながら、権利変換施設・再開発住宅併設作業所等に入居できない者として白鬚共同利用工場に入居している企業数の推移は、グラフB1-5-1のとおりである。

グラフ B1-5-1 白鬚東・白鬚西共同利用工場の入居件数の推移

(単位：件数)



(産業労働局作成資料より監査人が作成)

当初の目的での入居者が退去したため空区画となっている区画等について、有効活用を図るとともに、中小工業者の発展の一助とし、東京の産業の活性化を図ることを目的として、白鬚東共同利用工場において生じていた空区画については、平成19年5月から、中小工業者に対し公募し、審査会を経て3年間の短期貸付を行っている。また、白鬚西共同利用工場において生じた空区画については、研究・技術開発型のイノベーション施設(白鬚西 R&D センター)として、平成19年7月から、5年間の貸付を行っている。さらに平成28年度からは、白鬚東共同利用工場と同様に、3年間の短期貸付も実施している。

当初の目的での入居者が減少することにより、空区画として活用すべき区画は増大していると言えることから、空区画の更なる活用が求められる。そこで、短期貸付の対象となった区画について活用が進んでいるか、平成30年度末時点での短期貸付の区画の室数と利用室数を確認したところ、表 B1-5-2 のとおりであった。

表 B1-5-2 平成30年度末白鬚共同利用工場 短期貸付区画の利用状況

| | 短期貸付区画 | 利用室数 | 貸出し可能室数 |
|-----------|--------|------|---------|
| 白鬚東共同利用工場 | 15 | 8 | 4 |
| 白鬚西共同利用工場 | 13 | 4 | 7 |

(産業労働局作成資料より監査人が作成)

(注) 原状回復等で使用できない部屋もあることから「短期貸付区画一利用室数」は貸出し可能室数と一致しない。

白鬚東共同利用工場については、短期貸付区画15室のうち、利用室数は8室であり、約53%が利用されている。白鬚西共同利用工場については、短期貸付区画13室のうち、利用室数は4室となっており、約30%が利用されている。特に白鬚西共同利用工場については、有効活用を目的とした短期貸付区画の稼働率が低く、十分な活用ができていないと言えない。

次に、白鬚西共同利用工場が生じた空区画のもう一つの活用方法である、白鬚西 R&D センターの稼働状況について確認したところ、表 B1-5-3 のとおりであった。

表 B1-5-3 平成19年度以降の白鬚西 R&D センター 稼働状況

| 年度 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 入居件数 | 14 | 15 | 16 | 17 | 14 | 10 | 13 | 11 | 13 | 12 | 10 | 10 |
| 部屋数 | 15 | 17 | 17 | 21 | 21 | 21 | 23 | 23 | 23 | 14 | 14 | 14 |

(産業労働局作成資料より監査人が作成)

白鬚西 R&D センターについては、平成28年度以降の入居件数は、部屋数に対して7割を超えている。しかしながら、平成27年度までは、新たに生じた空き区画は全て R&D センターの区画としていたが、R&D センターの入居状況が14件前後で推移していたことを踏まえて、平成28年度に、R&D センターの区画を14区画とし、それ以外の空き区画を短期貸付区画として運用することとなった経緯がある。したがって、短期貸付区画を白鬚西 R&D センターに転用することによる、施設全体の稼働率の向上は期待できない。

短期貸付区画が十分に有効活用されていない白鬚西共同利用工場については、短期貸付区画の募集に関する周知方法を見直し、入居者の確保を図る必要がある。また、白鬚東短期貸付区画についても、稼働率向上の余地があり、募集に関する周知方法の見直しを実施することが望ましい。

(意見 1—1 3) 白鬚共同利用工場の有効活用について

都は、白鬚東地区と白鬚西地区において、共同利用工場を運営している。白鬚共同利用工場については、江東防災再開発事業推進のため、作業室を失うこととなる中小工業者等に貸し付けることを目的とした施設であり、入居者の高齢化による廃業等により、当初の目的による入居者は減少している。

部では、空区画となつている区画等についての有効活用を図るため、また、中小工業者の発展の一助とし、東京の産業の活性化を図ることを目的として、近隣区内に事業場を有する、建設業及び製造業並びにサービス業のうち、機械修理等の工場設備を有する事業者を対象に、白鬚東共同利用工場では、平成19年5月から、3年間の短期貸付を実施している。また、白鬚西共同利用工場では、平成19年7月から、研究・技術開発型のインキュベーション施設である白鬚西R&Dセンターとして活用するとともに、平成28年度からは、都内に住所を有する製造業及び建設業を営む事業者並びに製造業等の商品開発や販路拡大等に寄与すると認められる事業者（ただし、小売業を除く。）を対象として、白鬚東共同利用工場同様に、短期貸付を実施している。

白鬚東共同利用工場の短期貸付区画については53%程度、また、白鬚西共同利用工場の短期貸付区画については30%程度の入居率である。いずれも稼働率向上の余地が十分にあり、短期貸付区画が地域産業活性化のために十分に活用されているとは言えない。

したがって、産業労働局は、白鬚共同利用工場の短期貸付区画の募集に関する周知方法を見直し、入居者の確保を図りたい。周知方法の見直しによっても稼働率の向上が見込まれない場合には、短期貸付対象者の要件を見直すことも含め、地域産業活性化の目的に限定せず、白鬚共同利用工場の空き区画を有効に活用できる方法を検討されたい。

(2) 東京都企業立地相談センターの運営について

産業労働局では、都内での立地を希望する企業に対して、適時適切なアドバイスや情報提供を行う相談センターである、東京都企業立地相談センター（以下「企業立地相談センター」という。）を設置し、都内への立地を支援している。企業立地相談センターの運営は、都内企業と地域産業の持続的な発展のため、企業の都内への立地を、情報面からサポートすることを目的として、民間事業者に委託して実施している。区市町村や民間の不動産事業者と連携し、立地を希望する企業へ産業振興施策や物件の情報を提供することで、きめ細やかな立地支援を行っている。

企業立地相談センターでは、都内での立地を希望する企業に対する相談業務のほか、セミナー及び情報交換会の開催等を行っている。企業立地相談センターにおける主な運営実績は、表B1-5-4のとおりである。

表B1-5-4 企業立地相談センター運営実績

| 企業立地相談センターにおける相談件数等 | | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---------------------|--|---------|----------|
| 相談件数（※1） | | 86件（※2） | 194件 |
| 協力事業者への紹介件数 | | 69件（※2） | 166件 |
| 協力事業者数 | | | 283社（※3） |

| 企業立地相談センターで開催されたセミナーの実績 | | |
|--|------|------|
| | 定員 | 参加者数 |
| 東京都企業立地セミナー2018 夏 IoT時代 の企業変革 “東京に立地するメリット” | 150名 | 121名 |
| 東京都企業立地セミナー2019 時代のニーズをつかむ “東京に立地するメリット” | 150名 | 98名 |

（産業労働局作成資料より監査人が作成）

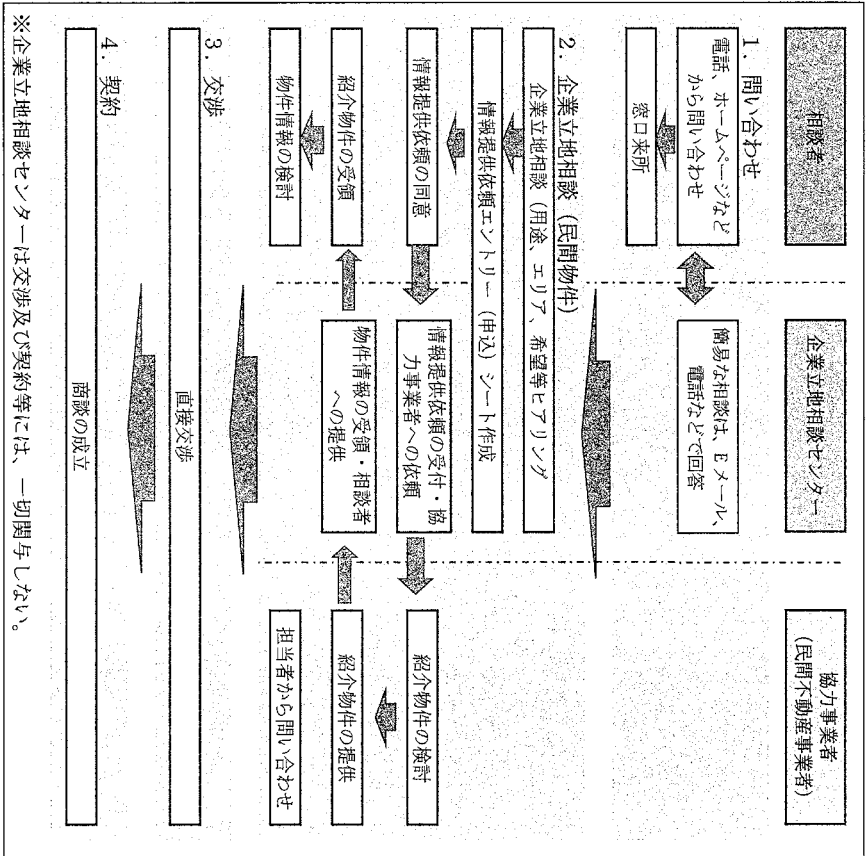
※1 相談件数は、来所相談件数を集計している。

※2 平成29年12月（センター開設）から平成30年3月までの実績である。

※3 平成30年度末時点の事業者数である。

企業立地相談センターでは、協力事業者へ照会し、利用者に対して民間物件情報を提供する。また、企業立地相談センターが保有する公的物件情報や支援制度情報の提供も行っている。民間物件を対象とする場合のフロー例は、図B1-5-1のとおりである。

図 B1-5-1 民間物件を対象とする場合のフロー例(協力事業者と連携)



次に、企業立地相談センターにおける運営費について確認した。平成30年度における企業立地相談センター運営業務委託費の内訳は、表 B1-5-5 のとおりである。

表 B1-5-5 企業立地相談センター運営業務委託費内訳

| 内訳 | 金額 |
|----------------------|------------|
| 企業立地相談センターの管理運営費 | 66,400,620 |
| 調査業務費 | 6,333,400 |
| セミナー及び情報交換会の開催 | 8,731,000 |
| 企業立地相談センターサイトの更新・管理 | 1,530,000 |
| 企業立地相談センターサイトのリニューアル | 8,304,980 |
| 消費税 | 7,304,000 |
| 合計 | 98,604,000 |

(産業労働局作成資料より監査人が作成)

(単位：円)

企業立地相談センターの運営には、約1億円の業務委託費がかかっている。セミナー及び情報交換会の開催等も行っているが、業務の中心は相談業務であることから、相談業務の成果検証が重要であると言える。

そこで、相談対応等の目標件数について、産業労働局に質問したところ、設立当初の相談件数の想定は、年間約1,000件であり、年間50週、週5日で1日当たり4件程度という想定のもと算出されている。また、当該想定件数については、事業開始前の予算要求時の想定として算出した件数である。

平成30年度の実績については、来所相談、電話・メール相談も含めた相談対応及び協力事業者からの問い合わせ対応も含めて655件となり、想定件数を大きく下回っている。平成30年4月以降、広告経費の減少等により、相談件数が伸び悩んでいたが、広告手段について検討を行い、平成30年12月から実施したウェブ広告によるPR効果により、平成31年1月からは大幅に増加している。令和元年度は、相談件数1,000件について達成する見込みである。引き続き、利用状況に対応して、適切なタイミングで周知活動の強化を図っていく必要がある。

また、相談件数以外にも、協力事業者から物件情報の提供があった際の相談者への連絡・情報提供数や、協力事業者数が大きく増加している。協力事業者については、令和元年7月末時点で418社であり、平成30年度末から135社増加している。物件情報提供数については、平成30年度に515件の物件情報の提供及び1,778件の相談・調整を実施しているところ、令和元年7月末時点で277件の物件情報提供及び1,067件の相談・調整を実施している。

したがって、成果指標として、相談件数以外の目標設定についても検討する余地がある。協力事業者の増加は、利用者への物件情報提供の拡充につながる指標であると言える。物件情報の提供及び相談・調整業務の件数は、単純に増加する

ことが望ましいものではないが、満足度調査等のアンケートを実施することにより、利用者への相談対応の質に関する指標を把握できると考えられる。

（意見 1-14）東京都企業立地相談センターの運営における目標の設定について

東京都企業立地相談センター（以下「企業立地相談センター」という。）では、都内での立地を希望する企業に対する相談業務のほか、セミナー及び情報交換会の開催等を行っている。企業立地相談センターの運営には、約 1 億円の業務委託費がかかっており、業務の中心が相談業務であることから、相談業務の成果検証が重要であると言える。

この点、企業立地相談センターにおける年間の想定相談件数は、年間 50 週、週 5 日で 1 日当たり 4 件程度という想定のもと、年間 1,000 件程度と算出されている。平成 30 年度の相談件数は 655 件であったが、都は、相談件数の伸び悩みを踏まえ、広告手段の検討を行い、平成 30 年 12 月からウェブのリスティング広告を行うなど、適切なタイミングで周知活動の強化を図っている。平成 31 年 1 月より、相談件数は増加しており、令和元年度については、1,000 件に達する見込みである。

また、相談件数以外にも、協力事業者数等が大きく増加していることから、成果指標として、相談件数以外の目標設定についても検討する余地がある。利用実態やニーズに応じた事業を行うためにも、年度ごとに、適切な指標を用いて目標設定を行うことが望ましい。具体的な成果指標として、物件情報提供の量的充実を示す協力事業者数や、利用者への相談対応の質を示す満足度調査等のアンケート結果を利用することが考えられる。

したがって、都は、企業立地相談センターの運営に関する成果指標として、相談件数に加え、協力事業者数や満足度調査等のアンケート結果などの、相談件数以外の指標にも着目した目標設定を検討されたい。

6. 地域商業の活性化施策について

(1) 商店街ステツプアップ応援事業の執行率について

都では、商店街が抱える潜在的な課題の抽出や課題解決に向けた取組の提案を、アウトリーチで行う体制を区市町村で整備するよう、商店街ステツプアップ応援事業として、支援を行っている。

商店街ステツプアップ応援事業は、3 つの柱があり、それぞれ表 B1-6-1 のとおりである。

表 B1-6-1 商店街ステツプアップ応援事業の概要

| | 概要 | 補助対象者 |
|-------------|--|---------------------|
| 専門家派遣 | 商店街の主體的な取組を後押しするため、専門家等を派遣し、必要なノウハウを提供する | 東京都商店街振興組合連合会及び区市町村 |
| 巡回相談 | 商店街活動について悩みを抱える商店街への巡回相談を実施する | 区市町村 |
| 市場調査、計画策定支援 | 専門家派遣事業等を活用した商店街が行う調査や活性化計画策定等を支援 (都補助率 2/5、区補助率 2/5、事業者負担率 1/5、補助限度額 200 万円) | 区市町村 |

(産業労働局作成資料より監査人が作成)

平成 30 年度の予算額は 2 億円であり、決算額は 31 百万円であることから、執行率は 15.7% と非常に低い事業となっている。

商店街ステツプアップ応援事業については、表 B1-6-1 のとおり、区市町村への補助が主であり、専門家派遣と巡回相談の商店街への延べ支援件数を区市町村別に見てみると、表 B1-6-2 のとおりであった。

表 B1-6-2 区市町村別の延べ支援件数の推移

(単位：件)

| 専門家派遣 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 文京区 | 114 | 96 | 131 |
| 杉並区 | 60 | 45 | 47 |
| 江戸川区 | 40 | 20 | 35 |
| 町田市 | - | - | 117 |
| 小計 | 214 | 161 | 330 |
| 巡回相談 | | | |
| 墨田区 | 200 | 205 | 204 |
| 北区 | - | - | 68 |
| 町田市 | 90 | 90 | - |
| 西東京市 | 38 | 36 | - |
| 小計 | 328 | 331 | 272 |
| 合計 | 542 | 492 | 602 |

(産業労働局作成資料より監査人が作成)

表 B1-6-2 を見ると、専門家派遣及び巡回相談は、毎年度、一定程度利用されていることが分かる。しかし、補助対象となっている区市町村は、専門家派遣と巡回相談を合わせても 7 区市のみであり、区市町村からの申請が限られている状況である。

これについて、区市町村からの申請が少なかった理由を確認したところ、アンケート等を実施していないため、不明とのことであった。

(意見 1-15) 商店街スナック支援事業の執行率について
 都では、商店街が抱える潜在的な課題の抽出や課題解決に向けた取組の提案を、アウトリーチで行う体制を区市町村で整備するよう、専門家等を派遣し、必要なノウハウを提供する専門家派遣や、商店街活動について悩みを抱える商店街への巡回相談などを行っている。

平成 28 年度から平成 30 年度までにおける専門家派遣及び巡回相談の商店街への延べ支援件数は、それぞれ 542 件、492 件、602 件と、一定程度発生しているものの、補助対象となっている区市町村は 3 年間で 7 区市に限られており、平成 30 年度の予算執行率は、15.7%と非常に低い状況である。

これに関し、区市町村からの申請が少なかった理由について、都は把握していない。商店街の課題や悩みの解決につながる事業であることから、区市町村が幅

広く事業を活用するため、また、今後の事業の在り方を検討するに当たって有用な情報を得るため、区市町村への聞き取りを行うなど、申請が少ない要因を把握し、適切な対応を図らねばならない。

(2) 商店街空き店舗活用事業の活用について

都では、商店街の空き店舗問題に対して、先進的な取組により地域課題の解決や賑わい創出を行う商店街を支援し、都内商店街の空き店舗活用モデル的事例として広く波及させるため、空き店舗活用モデル事業を行っている。

空き店舗活用モデル事業は、商店街が主体となる事業で、企画や計画を商店街が主体性を持って行うことは必要だが、必ずしも商店街が自主運営することには限定せず、運営を委託して実施することも許容されており、NPO 等が運営主体として商店街と協働して活動することも可としている。補助率は 3/4、補助限度額 3,000 万円であり、補助対象事業例としては、地域での創業支援、地域ブランドの PR や全国各地との連携、保育・介護・学童保育等が挙げられ、以下の事業例が示されている。

表 B1-6-3 空き店舗活用事業におけるモデル的事業例

| テーマ | 事業例 |
|------------|---|
| 他自治体との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方の商品を販売するアンテナショップ ・ 地方の食材を提供する飲食店 |
| 地域での創業支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 創業カフェ ・ コワーキングスペース (1日チャレンジショップ等) ・ 地元の若者向け商業体験スペース |
| 地域ブランドの PR | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元のブランド食材を活用した飲食店 ・ デュニム等のゆかりの地 PR |
| 保育・介護・学童関連 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間保育、民間学童保育 ・ デイサービス |

(産業労働局作成資料より監査人が作成)

当該事業は、まず、商店街から提案があった事業について、モデルとして相応しいか否かを審査会に諮り、その事業が認められた場合は、補助金の交付申請を行えるという流れになっている。平成 29 年度に申請があった 1 件については、モデル事業の指定を受けたが、その後、物件の確保が困難となり、補助金の交付申請には至らなかった。

平成 30 年度については、いずれもモデル事業に指定されるに至っていない。